

FTC v. Frostwire LLC

(October 12, 2011)

2022年12月22日

担当：塩谷大介・ガニング麗奈

目次

- I 本件事案の概要
- II 本件事案を選択した背景
- III 前提知識（FTC法、アプリの動作）
- IV FTCの命令とその理由
- V 議論

I 本件事案の概要

概要

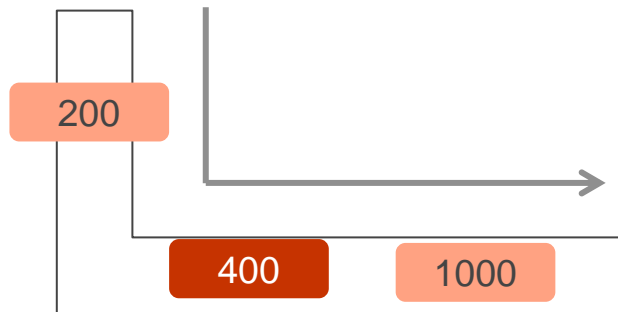
- Frostwire社が提供するファイル共有アプリ（以下「アプリ」という）では、ユーザのコンピュータ上のファイルが、ユーザの知らないうちにファイル共有ネットワーク（以下「ネットワーク」という）に共有される可能性があった
- FTCは、FTC法5条で禁止する「不公正または欺瞞的な行為または慣行」に当たるとして、同社を連邦地方裁判所に提訴した
- FTCと同社は、永久的差止命令に同意して和解した

※ファイル共有アプリ:コンピュータにインストールして実行すると、同じプログラムまたは互換性のあるプログラムを実行している他のコンピュータ(「ピアコンピュータ」と呼ばれる)のユーザが、そのコンピュータからファイルを検索・コピーできるソフトウェアプログラム。中央コンピューターや他のピアから承認を取得したり、資格情報を提供したりする必要はない。

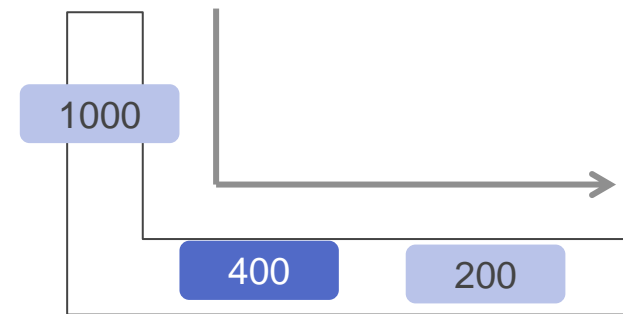
Ⅱ 本件事案を選択した背景

デザインによる選択の操作

- 人々は選択を行う際に、デザインの影響を強く受ける
 - 例：アンカリング効果



最初の200円が基準となる
⇒400円が**高い**と感じて購入しない

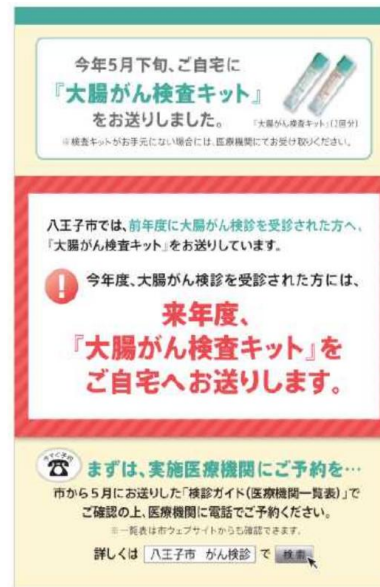


最初の1000円が基準となる
⇒400円が**安い**と感じて購入する

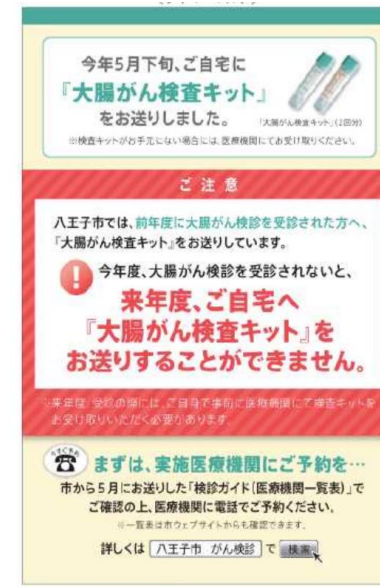
デザインによる選択の操作

- 人々が選択を行う際の無意識的・心理的なメカニズムを利用した誘導的な規制を「ナッジ」といい、人々の合理的で望ましい行動を促す手段として注目されてきた

大腸ガン検診の受診を促すはがき
(パターンBでは受診率が7.2ポイント上昇)



パターン A
利得フレームメッセージ



パターン B
損失フレームメッセージ

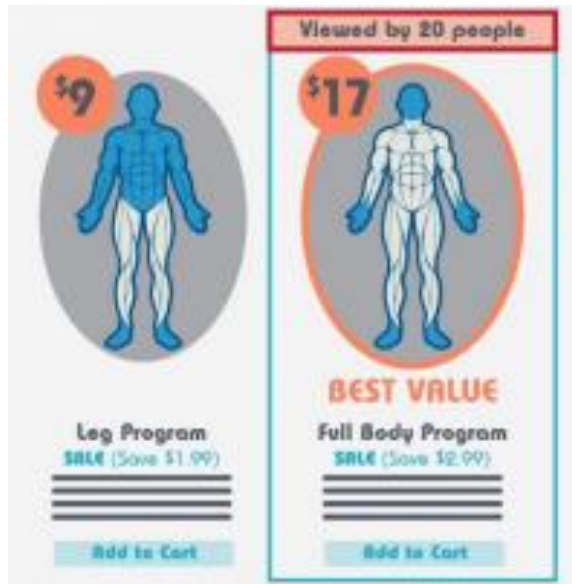
出典：松尾陽『法とアーキテクチャ』研究のインターフェース」松尾陽(編)『アーキテクチャと法』(弘文堂・2017) p21

那須耕介「ナッジ!? 強制と放任のあいだで」那須耕介＝橋本努(編)『ナッジ!? 自由でおせっかいなりバタリアン・パターナリズム』(勁草書房・2020) p4

日本版ナッジ・ユニット「[社会の課題解決のために行動科学を活用した取組事例\(2\)健康・医療分野\(がん検診受診率改善\)](#)」(2018)

デザインによる選択の操作

- 人々を騙して、通常であれば取らないであろう行動（代金の支払い、個人情報の提供など）をさせるユーザーインターフェースを「ダークパターン」といい、特に消費者保護の観点から問題となっている



他のユーザによる閲覧数を偽装する



時間のかかる煩雑な手続きにより、キャンセルを困難にする

出典: 仲野佑希著『ザ・ダークパターン ユーザーの心や行動をあざむくデザイン』(翔泳社・2022) p17

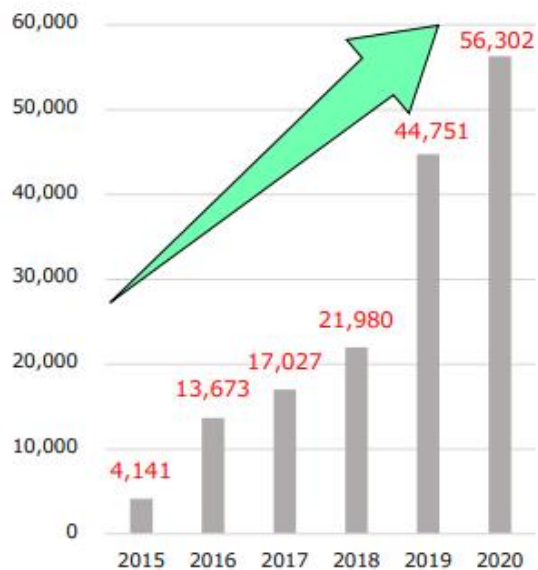
FTC「[Bringing Dark Patterns to Light](#)」(2022) p13,28

【参考】 特定商取引法の令和3年改正

詐欺的な定期購入商法について

- 「定期購入」に関する相談件数は近年急激に増加
- 2020年の定期購入に関する相談件数の9割以上が、インターネット通販によるもの

「定期購入」に関する消費生活相談件数の推移

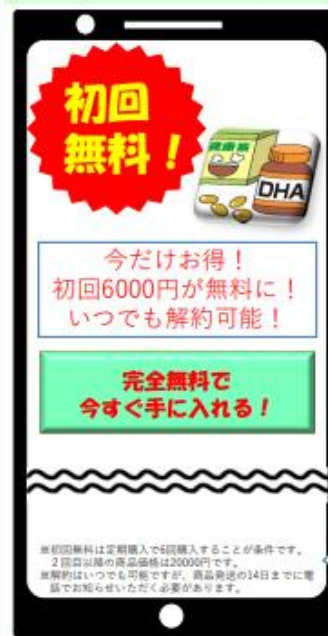


(注1) PIO-NETに登録された消費生活相談件数
(注2) 2020年12月31日までに登録された件数

- 詐欺的な定期購入商法として、

- ・「初回無料」「お試し」と書いておきながら、実際には定期購入であることが条件だった
- ・いつでも解約可能と書いておきながら、実際には解約に細かい条件がある

といった手口が多い。



定期購入であることや解約条件が、非常に小さい文字で書いている。

※全く書いていないことも

【参考】特定商取引法の令和3年改正

詐欺的な定期購入商法に係る法改正の概要

改正事項 1

通信販売の申込みに係る最終確認画面等において、

- ①一定の事項（※）を表示するよう義務付け
- ②契約の申込みとなることや一定の事項につき、人を誤認させるような表示を禁止

※商品等の分量、対価、支払時期、引渡し時期、契約の解除に関する事項等

⇒①に違反して表示すべき事項を表示しなかった場合や不実の表示をした場合、
②に違反して誤認させるような表示をした場合には、
いずれも、行政処分のみならず**直罰の対象**に

✗定期購入の条件を表示しない場合等

✗定期購入でないことと誤認させるような表示をする場合等



改正事項 2

通信販売において広告をする際に義務付ける表示事項として以下の内容を追加

- ①申込みの期間に関する定めがある場合は、その旨とその内容
- ②役務提供契約の解除等に関する事項

改正事項 3

通信販売に係る契約の解除等を妨げるため、当該契約の解除等に関する事項等につき、
不実のことを告げる行為を禁止

⇒違反した場合には、行政処分のみならず直罰の対象に

改正事項 4

「改正事項 1」の規定に違反する表示により消費者が誤認して申込みをした場合の**取消権**を創設

改正事項 5

「改正事項 1」及び「改正事項 3」の規定に違反する行為を適格消費者団体の**差止請求の対象**に追加

本件事案を通じて考えたいこと

- デザインによって消費者の選択を誘導する手法に対する規制の是非
- （規制を行う場合）望ましい規制のあり方

Ⅲ 前提知識

(FTC法、アプリの動作)

1. FTC法

- 不公正な競争方法（unfair methods of competition）や、不公正または欺瞞的な行為または慣行（unfair or deceptive acts or practices）を禁止する（FTC法5条、合衆国法典注釈45条）

Unfair methods of competition unlawful; prevention by Commission

(a) Declaration of unlawfulness; power to prohibit unfair practices; inapplicability to foreign trade

(1) Unfair methods of competition in or affecting commerce, and unfair or deceptive acts or practices in or affecting commerce, are hereby declared unlawful.

1. FTC法

- 欺瞞的な行為または慣行
 - 消費者に誤解を与える可能性がある表現、不作為、または実務
 - 広告、取引、交渉過程における誤解をさせる慣行の有無について評価し、黙示の説明や不作為も考慮する
 - 行為または慣行の解釈は、合理的な消費者の視点から考慮する
 - 欺瞞がもしなければ、消費者が異なる選択をしたであろうということを仮定して損害が生じているか否かが重要となる（FTCは消費者の損害、金銭上の損失、害悪、損傷を示す必要がない）

1. FTC法

- 不公正な行為または慣行
 - 消費者に実質的な損害をもたらすもの
 - 欺瞞的慣行と異なり、消費者がそれについて知らされていた場合でも、正当化することがより困難である
 - 以下のような点を考慮する
 - ✓ 消費者への損害が、競争や消費者への対立する恩恵を上回るものか否か
 - ✓ 消費者への損害の慣行が実際に回避することができるか否か
 - ✓ 公の秩序や非倫理的な行為への違反となるか否か

2. アプリの動作ーデスクトップ用アプリの場合ー

- アプリのインストール・セットアップ中に、以下の画面が表示される

2. アプリの動作ーデスクトップ用アプリの場合ー

- デフォルト設定を変更せずに「次へ」をクリックした場合の動作は以下の通り
 - ネットワークからダウンロードしたファイルは、「保存フォルダ」に保存されるとともに、「個別共有ファイル」としてネットワークと共有される
(=ダウンロードした全てのファイルがネットワークと共有される)

※アプリのインストール・セットアップのプロセスで、「個別共有ファイル」に関する説明は無し

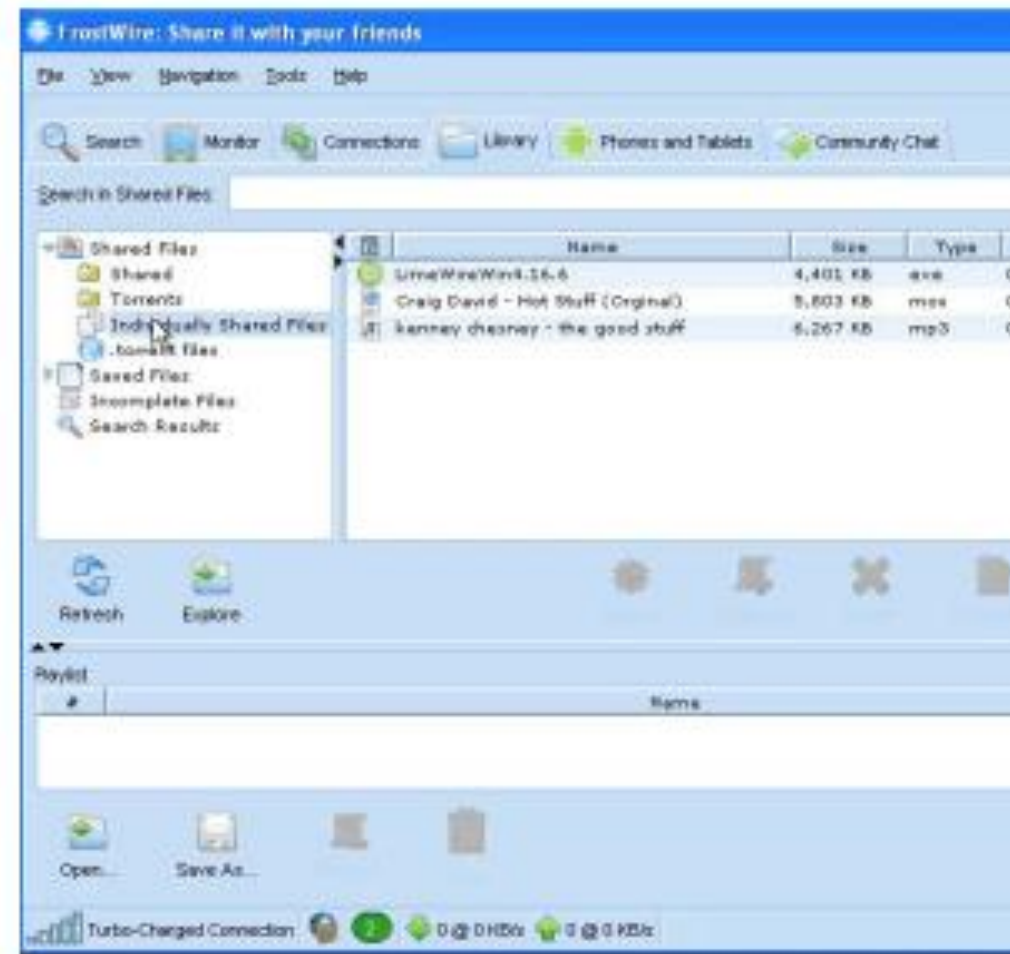
2. アプリの動作ーデスクトップ用アプリの場合ー

- 「個別共有ファイル」をネットワークと共有しない方法は以下の通り
 - ① 「ライブラリ > 共有ファイル > 個別共有」画面で、個別のファイルを選択して共有を停止する
または
 - ② 「オプション > 共有」画面で「ダウンロードファイルを共有する」のチェックを外す
 - ✓ ただし、設定変更前にダウンロードしたファイルは、チェックを外した後も「個別共有ファイル」としてネットワークと共有され続ける
- ※上記に関する説明は無し

2. アプリの動作ーデスクトップ用アプリの場合ー

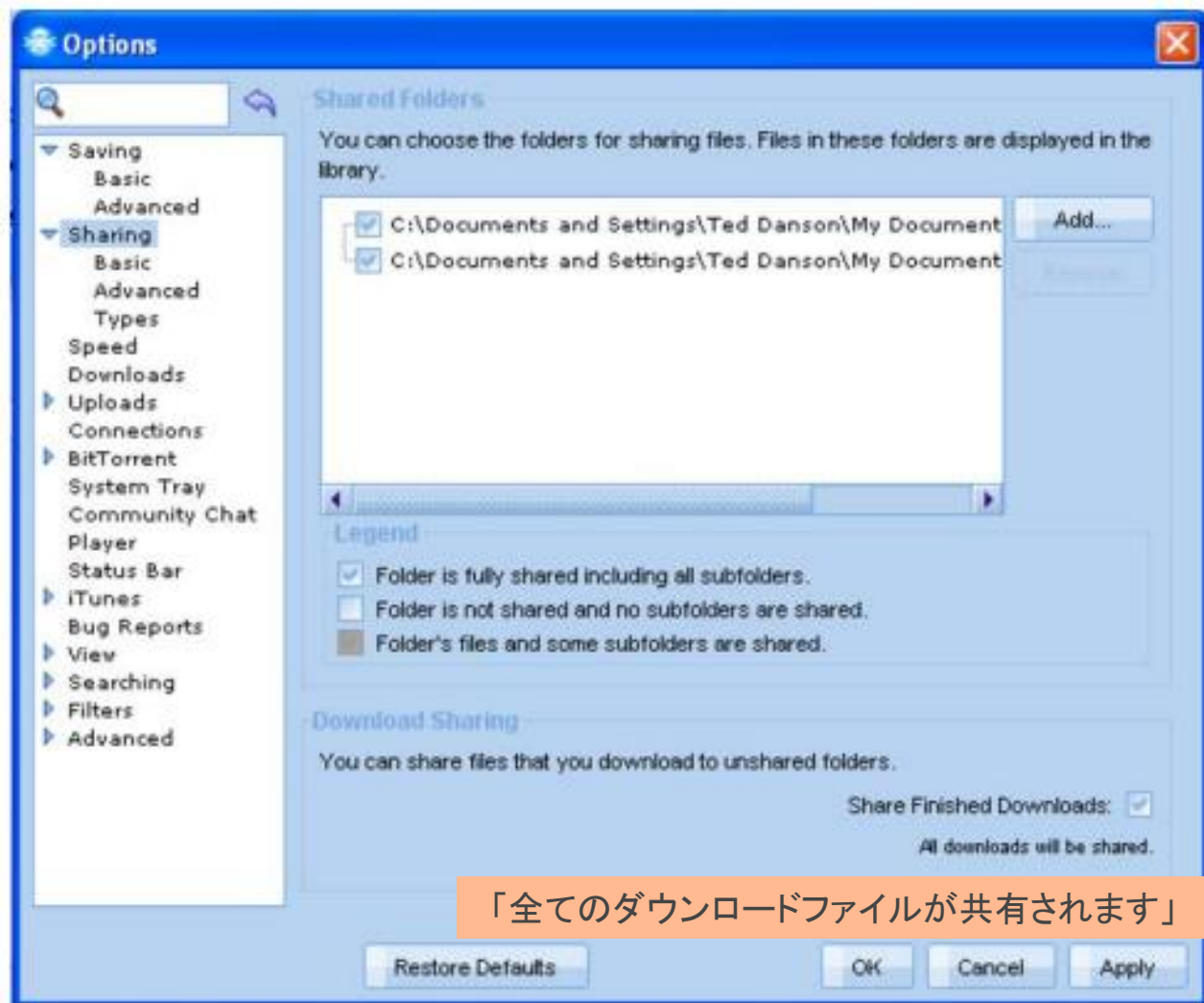


「ライブラリ > 共有ファイル > 共有」画面

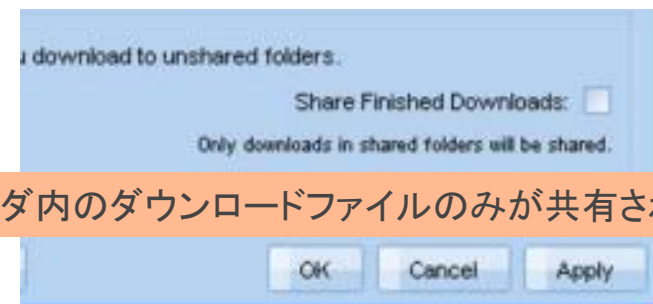


「ライブラリ > 共有ファイル > 個別共有」画面

2. アプリの動作ーデスクトップ用アプリの場合ー



チェックを外す



2. アプリの動作－ Android用アプリの場合－

- Androidマーケットにおけるアプリの説明は以下の通り

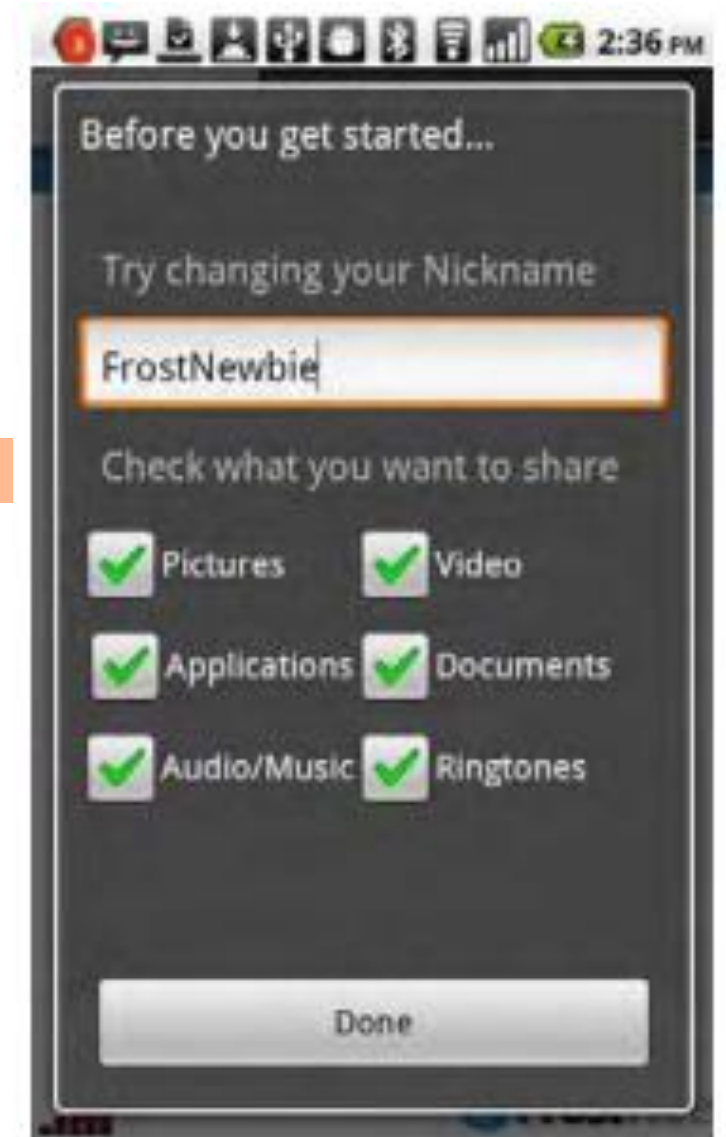
3G/4G に対応。あなたは以下のことができる。

- ・ 最大数百万台の携帯電話やタブレットでファイルを検索してダウンロード
- ・ 最も近いピアからブラウズしてダウンロード
- ・ ソーシャル ネットワークでファイルを共有
- ・ 自分のファイルを探索
- ・ チャット
- ・ ファイルの送信
- ・ 共有のコントロール
- ・ 同じ WiFi ネットワーク内のデスクトップコンピューターとファイルを共有

2. アプリの動作－ Android用アプリの場合－

- アプリのインストール・セットアップの最後に右の画面が表示される

「共有したいものをチェックしてください」



2. アプリの動作 — Android用アプリの場合 —

- 各カテゴリ（画像、ビデオなど）のチェックを外さずに「完了」をクリックした場合、携帯端末の各カテゴリに対応するファイルが、ネットワークとすぐに共有される

※アプリのインストールやセットアッププロセス、アプリのUIにおいて、上記に関するユーザへの適切な通知は無し

2. アプリの動作 — Android用アプリの場合 —

- 特定のファイルのみを共有する場合、カテゴリ内のすべてのファイルを共有したうえで、共有しないファイルを一つずつ解除する必要がある
 - 例：携帯端末にある200枚の写真のうち10枚を共有する場合、「写真」カテゴリの200枚すべてを共有として指定し、非公開にしたい190枚について、「参照」アイコンを選択して、ファイルの横の小さなロックアイコンをタッチする
- 次回アプリ実行時に、携帯端末に新しく追加したファイルを非公開にする場合、当該カテゴリの共有を解除するか、当該ファイルの共有を個別に解除する

※個々のファイル/カテゴリの共有を解除する方法や、ロックアイコンの重要性の説明は無し

IV FTCの命令とその理由

※命令IV(レガシーバージョンに関する要件)～X(管轄権の留保)は省略

1. 不実表示の禁止

- 違反の内容（申立書 カウント I より）
 - 被告は、デスクトップ用アプリのインストールやセットアッププロセス、アプリのUIを通じて、直接的または間接的に、明示的または黙示的に、「保存フォルダと共有フォルダ」画面や「オプション > 共有」画面によるものを含めて、ユーザがネットワークからダウンロードして「共有フォルダ」に保存したファイルが公に共有されることを表していた
 - しかし実際には、ユーザがネットワークからダウンロードしたファイルが公に共有されるように構成されていた
 - したがって、被告の説明は虚偽または誤解を招くものであり、FTC法5条の定める「欺瞞的な行為または慣行（deceptive act or practice）」に該当する

1. 不実表示の禁止

- 命令の内容

- アプリの広告、頒布、ダウンロード、インストール、操作に関連して、明示的または黙示的に、虚偽の表示、または他人の虚偽の表示を支援することを永久に抑制および禁止する

2. 必要な情報開示とデフォルト設定

- 違反の内容（申立書 カウントⅡより）
 - 被告は、デスクトップ用アプリのインストールやセットアッププロセス、アプリのUIを通じて、直接的または間接的に、明示的または黙示的に、「保存フォルダと共有フォルダ」画面や「オプション>共有」画面によるものを含めて、ユーザがネットワークからダウンロードして「共有フォルダ」に保存したファイルが公に共有されることを表していた
 - 被告は、以下のような事実を含めて、被告のデスクトップ用アプリがどのように動作したかの重要な側面を開示しなかったか、適切に開示しなかった
 - ✓ デフォルトでは、ネットワークからダウンロードして非共有フォルダに保存したファイルが公に共有されること
 - ✓ 「オプション>共有」画面で「ダウンロードファイルの共有」のチェックを外した後でも、設定変更以前にネットワークからダウンロードし、「共有されていない」フォルダに保存したファイルは公に共有されること

2. 必要な情報開示とデフォルト設定

- 違反の内容（申立書 カウントⅡより）（つづき）
 - これらの事実は、ユーザがデスクトップ用アプリをインストールして使用することを決定する際の重要な要素となる
 - したがって、被告の説明に照らして、これらの重要な情報を開示しなかった、または適切に開示しなかったことは、FTC法5条の定める「欺瞞的な行為または慣行（deceptive act or practice）」に該当する

2. 必要な情報開示とデフォルト設定

- 命令の内容

- ユーザがアプリをインストールまたは実行する前について

- ✓ (もしある場合には) ネットワークからダウンロードしたファイル、共有するファイル、ファイルを共有する相手をユーザに明確かつ目立つように開示する
- ✓ ネットワークからダウンロードしたファイルがある場合は、どのファイルを共有するかを積極的に選択することを最初にユーザに要求する
- ✓ ユーザがネットワークからダウンロードしたファイルの共有を停止する方法を、明確かつ目立つように開示する

2. 必要な情報開示とデフォルト設定

- 命令の内容（つづき）

- アプリをインストールして実行した後について

- ✓ ユーザが、ネットワークから以前ダウンロードしたファイルとその後ダウンロードしたファイルの共有を、アプリのインストール後に共有するファイルを積極的に選択するために必要なアクションと実質的に同等のアクションを実行して無効にできるようにする
- ✓ ファイルの共有を無効にする方法に関して、明確で目立つ記載や図、視聴覚による指示により明確にラベル付けされたリンク、またはアプリの「共有ファイル」のリストからリンクする際立ったアイコンを提供する

※実質的に同等のアクション: ユーザが以前にプログラムの設定を変更するために行ったものと同じか、非常に類似しており、同じ場所に表示されるクリック、タッチ、または類似のアクションを意味する。以前のアクションの数と同じまたは少なく、以前の変更を行う方法を説明するために使用されたものと一致する形式および用語を使用して、ユーザに説明および記述する。

3. ユーザ作成ファイルとデフォルト設定

- 違反の内容（申立書 カウントⅢより）
 - 被告は、アプリがユーザの携帯端末にインストールされた時に、既に携帯端末に存在する、または後で保存された複数の種類のファイルが無意識のうちに公に共有するAndroid用アプリを頒布した
 - 被告の行動は、消費者が合理的に回避できず、競争や消費者への対立する恩恵よりも重要でない重大な損害を消費者に引き起こした、または引き起こす可能性が高い
 - したがって、上記被告の慣行は、FTC法5条の定める「不公正な行為または慣行（unfair acts or practices）」に該当する

3. ユーザ作成ファイルとデフォルト設定

● 命令の内容

- (もしある場合には) どれがユーザが作成したファイルか、ユーザがアプリによる共有を選択できること、ファイルを共有する相手をユーザに明確かつ目立つように表示する
- 共有する特定の個々のファイルを積極的に選択すること、および選択したファイルが共有されることを明確かつ目立つように表示した後で確認することをユーザに要求するようにデフォルトで設定する
- 上記デフォルト設定をユーザが変更できるようにする。ただし、デフォルト設定を変更するようユーザに促すものではなく、ユーザが以下の場合に限る。
 - ✓ 変更の効果について明確かつ目立つ表示を行った後、その選択を積極的に行い、積極的な選択を通じた変更を確認する
 - ✓ 共有するファイルのグループを積極的に選択する
 - ✓ 上記デフォルト設定を変更した後、ユーザは、デフォルト設定を変更するために必要なアクションと実質的に同等のアクションを実行すると、すぐにデフォルト設定を再度有効にすることができる

3. ユーザ作成ファイルとデフォルト設定

- 命令の内容

(つづき)

- 共有のために選択するのと実質的に同等の行動をとった直後に、ファイルまたはファイルのグループの共有を無効にできるようにする
- ファイルの共有を無効にする方法に関して、明確で目立つ記載や図、視聴覚による指示により明確にラベル付けされたリンクまたはアプリの共有ファイルのリストからリンクする際立ったアイコンを提供する

V 議論

論点

1. FTCが「不公正または欺瞞的な行為または慣行（unfair or deceptive acts or practices）」に当たると判断した以下の点について、何らかの法規制の対象とされるべきだと考えますか。
 - A) ダウンロードファイルの共有範囲について、虚偽または誤解を招く表示をした
 - B) ダウンロードファイルの共有範囲に関する情報をユーザに開示しなかった
 - C) 携帯端末内のファイルが無意識のうちに共有される設計とした（デフォルトでの共有設定、複雑な非共有手続き）
2. 何らかの法規制が必要と考える場合、その規制手段はどのようなものが妥当でしょうか。（民事的救済、行政的規制など）

【参考】アーキテクチャに対する法的保障のあり方

1. 特定のアーキテクチャを拒否する実体的権利や自由を個人に付与する
2. アーキテクチャの開発・形成・運営過程を規律する
 - 例：各過程に参加する手続的権利を消費者に付与する
3. 特定のアーキテクチャのあり方を禁止する
 - 例：ネットワーク中立性の義務化という特定形態の客観法化
4. アーキテクチャの開発・設置・運営主体を規律する
 - 例：説明責任やゲートキーパーの責任、競争法的規律

※アーキテクチャ：物理的な技術一般、物事を構成する枠組みや構造一般。コンピュータのハードウェアやソフトウェアまでアーキテクチャと呼ぶこともある。(松尾・下記出典のはしがき参照)